

食品安全委員会（第877回会合）議事概要

日 時：令和4年10月25日（火） 14：00～14：48

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：山本委員長ほか6名出席

動画配信：一般4名、行政3名

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質
酸化亜鉛

- ・ 農薬 7品目
インピルフルキサム
キザロホップエチル
セトキシジム
ピカルブトラゾクス
ピジフルメトフェン
ピリベンカルブ
フルキサピロキサド

→厚生労働省及び担当の浅野委員から説明

食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質「酸化亜鉛」については、農薬第五専門調査会において審議することとなった。

農薬「インピルフルキサム」、「セトキシジム」、「ピカルブトラゾクス」、及び「フルキサピロキサド」については、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

農薬「キザロホップエチル」、「ピジフルメトフェン」及び「ピリベンカルブ」については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとのことから、農薬「キザロホップエチル」については、農薬第四専門調査会において、農薬「ピジフルメトフェン」及び「ピリベンカルブ」については、農薬第三専門調査会において審議することとなった。

- ・ 動物用医薬品 2品目

鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ、テネラ、ネカトリックス、ブルネッティ、マキシマ）混合生ワクチン（エバロン）

鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ、テネラ、プレコックス、マキシマ、ミチス）混合生ワクチン（エバント）

→農林水産省から説明

本件については、

「鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ、テネラ、ネカトリックス、ブルネッティ、マキシマ）混合生ワクチン（エバロン）」及び「鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ、テネラ、プレコックス、マキシマ、ミチス）混合生ワクチン（エバント）」については、その主剤である病原体による疾病として、「鶏コクシジウム症」がある。

「鶏コクシジウム症」については、既に当委員会の食品健康影響評価において、「人獣共通感染症とはみなされていない」と評価しており、この評価に影響を与える新たな知見は得られていない。

また、本製剤の添加剤は、食品健康影響評価において、動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できる程度と考えられると評価した添加剤又は1用量中の含有量が所定の量を超えなければ人への健康影響は無視できる程度と評価した添加剤である。このため、本製剤の添加剤の使用方法及び用法・用量を既存の評価に照らして評価すると、本製剤の含有成分として摂取した場合の人への健康影響は無視できると考えられる。

したがって、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できると考えられることから、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められる。

との審議結果となり、リスク管理機関に通知することとなった。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「ヒドロコルチゾン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「オルメトプリム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員長及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ること

とし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

- (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・ 農薬「アメトクトラジン」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 農薬「ビフェントリン」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 農薬「メフェントリフルコナゾール」に係る食品健康影響評価について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「アメトクトラジンの許容一日摂取量(ADI)を2.7 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した」

「ビフェントリンの許容一日摂取量(ADI)を0.01 mg/kg体重/日、急性参照用量(ARfD)を0.05 mg/kg体重と設定する」

「メフェントリフルコナゾールの許容一日摂取量(ADI)を0.035 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。